

◆介護保険以外で利用できる高齢者福祉サービス

サービスの利用を希望する方は申請手続きを行ってください。申請を受理した後、担当者が実態調査のためご家庭を訪問します。

◆第1次申請期限 5月20日（以降は随時受け付け）
◆申請先・問い合わせ 町保健福祉課高齢者福祉担当 ☎82-3111内線164、170）へどうぞ。

事業名	内 容	費用負担額	
自宅 で 受 け ら れ る サ ー ビ ス	生活管理指導員派遣事業	社会適応が困難な高齢者に対し、生活管理指導員を派遣し、日常生活や家事の支援・指導を行い、要介護状態への進行を予防します。	1時間未満150円、30分増すごとに70円加算
	配食サービス事業	一人暮らし高齢者などに対し、毎週1回夕食時に栄養のバランスのとれたお弁当を届け、利用者の安否確認を行います。	材料費と調理代を含めて1食500円
	在宅ねたきり老人等おむつサービス事業	在宅の寝たきり、痴呆性高齢者および重度障害者の健康保持、介護者の日常生活負担軽減を図るため、おむつサービスを行います。 ※前年分の町民税所得割が非課税である世帯が対象となります。	なし
	緊急通報体制等整備事業	病弱な一人暮らし高齢者などに緊急事態が発生した時に、簡単な操作により迅速な通報体制を確立するため、緊急通報装置の設置を行います。	生計中心者の前年度所得税課税年額により利用者負担あり
	寝具洗濯乾燥消毒サービス事業	寝たきり高齢者などの心身の健康保持および家族の身体的・精神的負担軽減を図るため、寝具の衛生管理を行います（年2回実施）。 ※前年分の町民税所得割が非課税である世帯が対象となります。	1回の利用につき200円
	訪問理美容サービス事業	老衰、心身の障害などで理・美容所に出向くことが困難な在宅高齢者に対して理・美容師を派遣し、清潔感の保持支援を行います。	理・美容料金は利用者負担
	高齢者日常生活用具給付事業	一人暮らし高齢者や高齢者世帯に対し日常生活の便宜を図るため、日常生活用具（電磁調理器、火災報知機、自動消火器）の給付を行います。	生計中心者の前年度所得税課税年額により利用者負担あり
	高齢者及び障害者にやさしい住まいづくり推進事業	在宅で自立した生活ができるよう、住宅改善（浴室、トイレ、段差解消など）に必要な経費に対して予算の範囲内で助成を行います。 ※所得制限がありますのでお問い合わせください。	助成額以外は自己負担
	お元気ですか見守りネットワーク事業	近くに身寄りがなく健康状態が不安な方を近所に住む「見守り協力員」が週1回程度訪問し、日常の安否確認を行います。	なし
	訪問栄養指導事業	高血圧などの食事療法や低栄養予防のため、食生活支援の家庭訪問を行います。	なし
参加型 サ ー ビ ス	お座敷広場	家に閉じこもりがちな高齢者に対し、各地区の集会所において手作りの昼食を提供し血圧測定、健康講話、ゲームなどを行います。	昼食材料費300円
	さわやか健康教室	自立可能な一人暮らし男性高齢者などに対し、健康チェックや生活相談、料理講習会などを毎月1回実施します。	なし
	おりがみ教室	指先の訓練で脳を刺激しながら折り紙を完成させる喜びを味わい、参加者同士との交流を楽しむ教室を毎月1回実施します。	材料代100円
	コツ骨栄養教室	低栄養状態を予防するための講話、調理実習を行います。	材料代300円
	家族介護者リフレッシュ教室	介護をしている家族同士の交流を行いながら、適切な介護知識や技術を学びます。	なし

だれもがやがては迎える高齢期。すべての高齢者が住み慣れた地域で安心して老後を過ごすためには、介護サービスの充実がもとより、住民と行政、事業所が一体となって支え合う地域全体での福祉システムづくりが大切です。介護が必要になったとき、本人だけではなく家族も安心して暮らせるような環境を整えるために、みんなで介護保険制度を支えていきましょう。

皆さんが支える介護保険
町では、おおむね65歳以上の一人暮らしの方や要援護者が元気で生活できるようにするため、介護予防・生活支援事業により各種サービスの提供を行っています。主な事業の内容と申し込み方法は上表のとおりです。お気軽にご利用ください。

各種サービスのご利用を
今計画の策定にあたり、今後3年間のサービス供給量や給付費を推計、第一号被保険者の基準保険料を4050円に改定しました。これは、第3期計画に比べ454円の増となります。一人一人の保険料は高齢化社会を支える貴重な財源です。皆さんのご理解とご協力をお願いいたします。